

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県企業局管理規程第 2 号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鳥取県営電気事業勘定科目の資産の部の 1 を次のように改める。

### 1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産 I （電気事業 固定資産）	水力発電設備	(何) 発電所	土地		電気事業の用に供する固定資産を整理する。
			水源かん養林		土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）、登録免許税、周旋料、消耗品費等の諸経費を整理する。 水源かん養林の取得に関して要した買収代及び土地の取得に要する諸経費並びに植林費を整理する。
			建物		建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、人夫賃、消耗品費、登録免許税、周旋料等を整理する。
				鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
				れんが造	鉄骨造、石造、ブロック造及び土蔵造を含む。
				木造	木骨モルタル造を含む。

			(構築物) 水路		基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を含む。
				えん堤	貯水池又は調整池に属するものを除く。
				取水口	
				導水路	
				沈砂池	
				水槽	
				水圧管路	水圧管附属バルブ及びパイプ類を含む。
				放水路	
				雑工事	水路の建設に伴う道路付替費用等で本目の他の節に該当しないものを整理する。
			(構築物) 貯水池（又は調整池）		
				えん堤	「水路」に整理されるものを除く。
				雑工事	「水路」の同節に準ずる。
			機械装置		
				水車	所内用水車及び励磁器用水車を含む。
				発電機	所内用発電機を含む。
				主要変圧器	
				配電盤開閉装置	母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。
				屋外鉄構	
				諸機械装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等（所内用変圧器を含む。）であって、上記の各節に該当しないものを整理する。 基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を

					含む。
				基礎	機械装置のため特に 施設した基礎を整理 する。ただし、建物 の基礎と区分し難い ものは「建物」に整 理する。
		諸装置		電信電灯電力装 置	
				運材装置	木材を運搬するた めの装置を整理す る。 「えん堤」に整理さ れるものを除く。
				修繕試験装置	
				雑装置	本目の他の節に該 当しないものを整 理する。
		備品		工具	
				器具及び備品	
				車両及び船舶	
		リース資産			300万円を超えるフ ィナンス・リース取 引の目的となってい る借入資産を整理 する。 「無形固定資産」に 整理されるものを 除く。
		無形固定資産			種類別に節に整理 する。
		総係費			建設のために要し た測量及び監督費、 仮設備に要した費 用その他「水力発 電設備」に関する 諸経費で2以上の 目に関連してそれ ぞれの目に区分し 難いものを整理 する。 工事中の災害に伴 う損失、残材料の 庫入差額、補償費 等を含む。

					建設仮勘定から振り替えられたときの総係費を各節に区分して記録しておくものとする。
				測量監督費 仮設備費 補償費 建設中利子 建設分担関連費 雑係	
			減価償却累計額 (貸方)		
				普通償却累計額 (貸方)	
				特別償却累計額 (貸方)	
			(共有〇〇)		「水力発電設備」を他と共有する場合は、当該設備に該当する目及び節に共有と冠して整理するものとし、共有の相手方の持分額を貸方に計上する。
				(共有者持分額) (貸方)	
	風力発電設備				「水力発電設備」の款に準ずる。
		(何) 発電所			
			建物		
			構築物	鉄筋コンクリート造	
			機械装置	風車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 タワー設備 その他機械装置	
			諸装置	電信電灯電力装	

太陽光発電設備	(何) 発電所	備品  無形固定資産 減価償却累計額 (貸方)	置 運材装置 その他装置  工具 器具及び備品	「水力発電設備」の 款に準ずる。
		土地 建物  構築物 機械装置	鉄筋コンクリー ト造 れんが造 木造  太陽電池 逆変換装置 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 その他機械装置	
送電設備	(何) 送電線路	諸装置  備品  無形固定資産 減価償却累計額 (貸方)	電信電灯電力装 置 その他諸装置  工具 器具及び備品 車両	線路別に整理する。 ただし、2以上の送 電線路に所属するも のについては、いず れか主たる送電線路 に含めて整理する。

			土地		「水力発電設備」の 同目に準ずる。
			建物		「水力発電設備」の 同目及び節に準ず る。
			構築物		
				架空電線路	電気事業会計規則 (昭和40年通商産業 省令第57号)の同項 に準じて整理する。
				地中電線路	電気事業会計規則の 同項に準じて整理す る。
			機械装置		
				保安開閉装置	電気事業会計規則の 同項に準じて整理す る。
				保安通信装置	電気事業会計規則の 同項に準じて整理す る。
			備品		「水力発電設備」の 同目及び節に準ず る。
			リース資産		「水力発電設備」の 同目に準ずる。
			無形固定資産		種類別に節に整理す る。
			総係費		「水力発電設備」の 同目及び節に準ず る。
			減価償却累計額 (貸方)		
	業務設備	本局 (又は何 所)	土地		「水力発電設備」の 同目に準ずる。
			建物		「水力発電設備」の 同目及び節に準ず る。
			構築物		電気事業会計規則の 「独立電話線路」、 「添加電話線」及び 「空中線施設」を整 理する。

			機械装置	電気事業会計規則の「通信機械装置」及び「諸装置」を整理する。
			備品	「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			リース資産	「水力発電設備」の同目に準ずる。
			無形固定資産	種類別に節に整理する。
			総係費	「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
			減価償却累計額 (貸方)	
II (附帯事業 固定資産)	(何)	(何)		附帯事業の用に供する固定資産を整理する。
III (事業外固 定資産)	(何)	(何)		電気事業又は附帯事業のいずれの用にも供されないことが確定した固定資産(除却仮勘定又は貯蔵品勘定へ振り替えられないものを含む。)を整理する。
IV (固定資産 仮勘定)				
	建設仮勘定	(何)		「電気事業固定資産」の目及び節に準じて整理する。 工事件名別に整理する。
	建設準備勘定	(何)		地点別又は工事別に整理する。
	除却仮勘定	(何)		「建設仮勘定」に準じて整理する。
		(何)		

別表第1 鳥取県営電気事業会計勘定科目の収益の部の10を次のように改める。

10 収益

款	項	目	節	細節	備考
電気事業収益	営業収益	電力料	水力発電電力料		<p>「電力料」に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理する。</p> <p>電気の供給に直接関係のある雑収益を整理する。</p> <p>公舎使用料、造林収益その他電気の供給に直接に関係のない雑収益を整理する。</p>
			風力発電電力料		
			太陽光発電電力料		
		営業雑収益	供給雑収		
			その他営業雑収益		
	財務収益	受取配当金 受取利息	有価証券利息		
			貸付金利息		
			預金利息 雑利息		
		基金収益	減債基金収益		
			その他特定基金収益		
附帯事業収益				「附帯事業費用」に対応する収益について事業毎に目節細節を設けて整理する。	
事業外収益	雑収益	固定資産売却益		「営業収益」、「財務収益」及び「附帯事業収益」の各項に該当しない収益を整理する。	
		有価証券売却益 事業外固定資産管理収益			



	特別利益	消費税還付金  固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	不用品売却益  その他雑収益	「固定資産売却益」に該当するものを除く。  1件100万円以上のものを整理する。
--	------	--	----------------------	--

別表第1 鳥取県営電気事業会計勘定科目の費用の部の11を次のように改める。

11 費用

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	営業費用	(何) 水力発電費	給料手当	管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	定数内職員の本俸額 定数内職員の手当額  休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。
			給料手当振替額(貸方) 法定福利費	職員共済組合費 労災保険料	共済組合負担金を整理する。 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による負担金及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の規定によって事業主が負担する保険料を整理する。

				労災補償費	労働基準法（昭和22年法律第49号）により事業者が補償すべきことが定められている災害について労災保険法による給付がない場合において事業主が補償するために要した金額を整理する。
				健康診断費	定期健康診断費を整理する。雇入の際に行う健康診断経費は、一般管理費の「雑費」に整理する。
		厚生福利費		保健費	診療所費、生活福利費その他安全衛生に関する費用を整理する。
		賃金			定数内職員以外の者に対する給与及びこれに準ずるものを整理する。
		潤滑油脂費			機械の潤滑油脂に関する費用を整理する。ただし、変圧器油及び開閉器油は「修繕費」に、船舶、自動車等に使用する油類、灯火、暖房用油類は「消耗品費」にそれぞれ整理する。
		消耗品費			被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷費、燃料費等を整理する。消耗品の修繕費を含む。
		建物修繕費			「水力発電設備」の「建物」の修繕に要する費用で、自己の

				<p>工事材料、消耗品等の物品を使用した場合の材料費等、請負業者への支給材料費、請負業者に支払った請負代価、修繕工事のために支出した賃金、補償費、雑費等を整理する。</p> <p>「水力発電設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。</p>
			構築物修繕費	
			機械装置修繕費	<p>「水力発電設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。</p>
			雑修繕費	<p>「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。</p>
			修繕準備引当金 補償費	<p>定期的又は臨時的補償料及び賠償費を整理する。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。</p> <p>これらに関連する受入保険金は貸方に計上する。</p>
			賃借料	<p>水力発電のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。</p>
				借地借家料 雑賃借料
			委託費	<p>委託運転費及び雑委託費を整理する。</p>
			損害保険料 交付金	<p>国有資産等所在市町村交付金法（昭和32</p>

					年法律第82号) に基づき所在市町村に交付する交付金を整理する。
			通信運搬費		通信料及び運搬代を整理する。
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		他の節に該当しない委託費、交際費、食糧費、広告費、雑費等を整理する。
			雑損		棚卸評価損等電気事業の運営に伴って通常発生する損失で他の節に該当しないものを整理する。
			減価償却費		
				普通償却	
				特別償却	
			固定資産除却費		
				除却損	除却に関して直接要した賃金、消耗品費及び諸費を含む。
				除却費	
			共有設備費分担額		共有の相手方に支払った分担金を整理する。
			共有設備費分担金(貸方)		共有の相手方から受け入れた分担金を整理する。
	(何) 風力発電費				「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
			給料		
			手当		
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				扶養手当	
				通勤手当	
				特殊勤務手当	
				時間外勤務手当	
				期末手当	

				勤勉手当	
			給料手当振替額 (貸方)		
			法定福利費	職員共済組合費	
				労災保険料	
				労災補償費	
				健康診断費	
			厚生福利費	保健費	
			賃金		
			潤滑油脂費		
			消耗品費		
			建物修繕費		
			構築物修繕費		
			機械装置修繕費		
			雑修繕費		
			修繕準備引当金		
			補償費		
			賃借料	借地借家料	
				雑賃借料	
			委託費		
			損害保険料		
			交付金		
			通信運搬費		
			旅費		
			寄附金		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費	普通償却	
				特別償却	
			固定資産除却費	除却損	
				除却費	
			共有設備費分担額		
			共有設備費分担金 (貸方)		
		(何) 太陽光発電費			「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。

給料 手当	管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当
給料手当振替額 (貸方)	
法定福利費	職員共済組合費 労災保険料 労災補償費 健康診断費
厚生福利費	保健費
賃金	
潤滑油脂費	
消耗品費	
建物修繕費	
構築物修繕費	
機械装置修繕費	
雑修繕費	
修繕準備引当金	
補償費	
賃借料	借地借家料 雑賃借料
委託費	
損害保険料	
交付金	
通信運搬費	
旅費	
寄附金	
会議費	
分担金	
雑費	
雑損	
減価償却費	普通償却 特別償却
固定資産除却費	

			除却損 除却費	
		共有設備費分担額 共有設備費分担金（貸方）		節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
(何) 送電費		賃金 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 補償費 賃借料		
			借地借家料 線路使用料	他人の所有する電線路を使用して送電し、又は通信するための電線使用料、他人の所有する電柱に送電線路を共架する場合の共架料等を整理する。
			電柱敷地料	電柱を設置するために他人の土地を使用する場合の賃借料を整理する。
			線下補償料	送電線路の通過のために、その線下の土地を制限し、又は阻害する場合に契約に基づいて継続的に支払う補償料を整理する。
			雑賃借料	設備の保守を委託した場合の費用を整理する。
		委託費		
		損害保険料 交付金		

		<p>一般管理費</p>	<p>雑損 減価償却費 固定資産除却費</p> <p>給料 手当 給料手当振替額 (貸方) 退職給与金</p> <p>法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 建物修繕費</p> <p>構築物修繕費</p> <p>機械装置修繕費</p> <p>雑修繕費</p> <p>補償費 賃借料</p> <p>委託費 損害保険料 養成費</p> <p>研究費</p>	<p>実支払額 引当額</p> <p>借地借家料 雑賃借料</p>	<p>節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。</p> <p>「業務設備」の「建物」の修繕に要する費用を整理する。 「業務設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。 「業務設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。 「業務設備」の「土地」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。</p> <p>職員の養成に要する費用を整理する。 委託技術研究費用その他の研究のために要する費用を整理する。</p>
--	--	--------------	--	---	--



		交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 雑損 減価償却費		普通償却のみを整理する。
		固定資産除却費 建設分担関連費 振替額（貸方）		電気事業会計規則第40条の規定によって固定資産勘定に配付された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。
		附帯事業費分担 関連費振替額 （貸方）		
	財務費用	支払利息		
		企業債利息 一般長期借入金 利息 他会計借入金利 息 一時借入金利息 雑利息 建設中利子振替 額（貸方）		電気事業会計規則第8条の規定によって固定資産勘定へ振り替えられた金額を整理する。
		企業債発行差金 償却費		
	附帯事業費用 事業外費用	企業債発行差金 償却費 企業債発行費償 却費		
		雑損失		
		建設準備勘定償		

	特別損失	消費税 固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正 損 その他特別損失	却費 固定資産売却原 価 事業外固定資産 管理費 財産偶発損 物品売却原価 その他雑損失	災害損失償却費、有 価証券売却損等を整 理する。  1件100万円以上のも のを整理する。
--	------	---	---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。